

第三十四回国会 社会労働委員会 議 録 第十五号

(二〇五)

昭和三十三年三月十日(木曜日)

午前十一時二十七分開議

出席委員

委員長 永山 忠則君

理事大坪 保雄君 理事田中 正巳君

理事八田 貞義君 理事藤本 捨助君

理事滝井 義高君 理事八木 一男君

理事堤 ツルヨ君

池田 清志君 大橋 武夫君

龜山 孝一君 川崎 秀二君

齋藤 邦吉君 古川 文吉君

柳谷清三郎君 山下 春江君

亘 四郎君 赤松 勇君

大原 亨君 五島 虎雄君

中村 英男君 本島百合子君

出席國務大臣

労働 大臣 松野 頼三君

出席政府委員

労働政務次官 赤澤 正道君

労働基準監督官 渡谷 直蔵君

労働事務官 堀 秀夫君

(職業安定局長)

委員外の出席者

議員 齋藤 邦吉君

大蔵事務官 岩尾 一君

(主計官)

労働事務官 鈴木 健二君

(職業安定局長)

専門員 川井 章知君

三月十日

委員黒田壽男君辞任につき、その補

欠として中村英男君が議長の名で

委員に選任された。

本日の会議に付した案件

失業保険法及び職業安定法の一部を

改正する法律案(齋藤邦吉君外二十

三名提出、第三十三回国会衆議院第

三三三号)

船員保険法等の一部を改正する法律

案(内閣提出、第三十一回国会閣法

第二六八号)

労働関係の基本施策に関する件

○永山委員長 これより会議を開きま

す。

齋藤邦吉君外二十三名提出、失業保

険法及び職業安定法の一部を改正する

法律案及び内閣提出、船員保険法等の

一部を改正する法律案の両案を一括し

て議題とし、審査を進めます。質疑を

許します。大原亨君。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○永山委員長 速記を始めて。大原亨

君。

○大原委員 最初にお尋ねしたい点

は、失業保険の特別会計は、これは一

本になっていると思うのですが、その

内訳の中で、一般の失業保険と日雇

失業保険があると思いますけれども、

その大体、赤字、黒字の状況、それを

分けてお答え願いたい。

〔委員長退席、田中(正)委員長代

理着席〕

○鈴木説明員 失業保険の給付の問題

でございますが、一般失業保険につき

ましては、二十九年年度におきまして十

二億ほどの赤字が出ました以外は全部

黒字でございます。

日雇失業保険につきましては、二

十七年に六千二百万円、三十年に三千

八百万円、三十三年に五十万円、その

程度の赤字が出ました以外は全部黒字

になっております。

○大原委員 一般の失業保険の会計

と、それから日雇いの失業保険の会計

は、これはいわゆるどんぶり勘定とい

うか、一括して失業保険の特別会計

と、こういう仕組みになって運営され

ておるわけですか。

○鈴木説明員 そういうふうになって

おります。

○大原委員 それで、日雇失業保険

という制度は外国にはございませうか。

○鈴木説明員 私どもが知った範囲で

は、日雇失業保険制度はないという

ふうに聞いております。

○大原委員 今の現状において、日雇

失業保険をやったり作っていくという

ことについては、これは私どもも推進

したり賛成をしたりしたわけであ

りますが、日雇失業保険の趣旨につ

きましては、現状において他の国にな

くというのは、雇用の制度、あるいは

労働組合の結成状況や、まあ臨時工、

社外工、他の一般の日雇労働者とい

うシステムがなくて、選給制とか、そ

ういうことが賃金の原則になってい

かと思うのです。だから、日雇とい

う形で、非常に不安定な無権利の状況

で雇用がある、こういうことは、私は

やはり日本の二重構造の特殊性だと思

います。そこで、これはできるだけ一

元化する方向にやはり改善をすべきだ

と思うのです。日雇失業保険は、一

般失業保険一本にするとかその他内容

を改善しまして、よくしていくべきだ

と思うのですが、労働大臣は原則的に

いかがですか。

○松野國務大臣 日雇いの前進と同時

に、雇用形態をなるべく長期雇用にし

ていくことが雇用形態の基本であり

ます。しかし全体的には日雇いという

ものが存在する以上、日雇いに対する

対策も立てなければなりません。こ

れを永遠に続けるというよりも、やは

り基本的には、一般の雇用条件の改善

が、やはり労働省の基本であります。

しかし日雇いがゼロになることはなか

なかむずかしいのでありますから、そ

の対策の一部として、日雇いというも

の考えなければならぬ、こういう

考えで今日おるわけでありませう。

○大原委員 日本のそういう現状を打

開する、二重構造を是正していくとい

う面におきましては、そういう中小

企業や、あるいは無権利状態の社外

工、臨時工、そういう労働者、その他

日々雇用の労働者、そういう状況をな

くしていく、引き上げていく、半失業

の状況をなくしていく、こういうこと

が一つ、社会保障制度が一つで、今

社会保障制度というものが最低の基底に

なると思うのです。失業保険は、一つ

の所得保障、社会保障でございますか

ら、これをずっと引き上げていくこと

が、全体としましては、やはりそ

う国民生活水準を引き上げていく、所

得を増進していく非常に大きな基本に

なると思うのです。労働大臣としまし

ては、所得増進計画については、経済

企画庁はどんな作業を進めておると

いうことを盛んに答弁しておるけれど

も、なかなか内容はむずかしいけれど

も、やはり社会保障制度を充実してい

く、保険制度も充実していく、そして

二重構造、雇用形態、賃金形態等まで

是正していく、そういうことで底を

すっと上げていくことが、やはり国民

生活水準を具体的に上げていくだけで

なしに、安定さしていく、こういうこ

とになると思うのです。労働大臣は原

則的にいかがですか。

○松野國務大臣 御説の通りでありま

す。今日政府は長期経済計画を立てて

おりますが、これは雇用問題がむずか

しいという以外に、いろいろ長期

経済計画のむずかしい点はたくさんご

ざいます。一番大きなものは、十年間

の財政投融資を幾らにするかというこ

となどは非常にむずかしい問題なん

です。将来の予算をある程度見込みをつ

けなければ、こういうものは出て参り

ません。そういうところに実はむずか

しさの根本があるわけで、雇用計画と

いうのは労働省としては十年後の問題

を立てられると思っております。しか

し総合的にみると、いろいろそういう

場面が出てくる。あるいはまた治山の

問題の十年計画とかいろいろな案があ

ります。総合的なものかなかなか早急

にはまとまらないというので、今日いま

だに作業を継続しておるわけで、労働

省が計画が立たないから十年の経済計

画が立たないという意味ではございま

せん。もちろん労働省もその中にあって最も正確なものを立てたいという意味で、たびたび御指摘がございますけれども、潜在失業者というものが労働省の中の統計では一番むずかしいものであります。しかしこれは幸い今年には国勢調査の年でありまして、国勢調査の結果によれば、もっと明確にわれわれの統計も前進せられると信じておりますが、今日労働省の統計では潜在失業問題が統計上非常にむずかしいといふふうなところに雇用問題の焦点がある。それで基本的にはなるべく底上げをしていくことであります。これは当然であります。そのため今回家内労働の調査に着手いたしました。そのほか雇用問題で一番不適な身体障害者の問題を実は今回提案をいたしましたわけでありまして、もう一つは、昨年御審議いただいた最賃法による賃金の底上げをはかる、一連のものを考えておるわけでありまして。

○大原委員 たとえば今の最低賃金法にいたしましても、昨年政府が提案されましたのは底が抜けておるわけで非常に不完全なものであります。最低賃金の具体的な政策というところ、やはり失対労働者の賃金は、中小企業やその他無権利状況の雇用の賃金に對しまして、政府が一応の最低の一つの基準を示す、こういう意味において非常に大きな意味がある。その他生活保護とかあるいは他の保険を含む社会保障、こういう柱があると思ふのです。最低賃金制あるいは失対、生活保護、生活保護を含む社会保障、こういう面であると思ふのですが、失対の賃金を今回政府の御努力によって今の状況においては二十八円引き上げられました。私ども

もは、失対の賃金は今の水準でいへば非常に低いわけですが、ですからこれを八十円なら八十円上げておいて、大體扶養家族その他を含んで三人以上でありますから八十円上げて最低が八千円ということになります。これは欠格条件がついておるからとても完全なものじゃないと思ふのですけれども、八十円上げて、そして逐次十年間に所得を増進するといふのですから、それを最低七・二%ずつでも上げていきますと、十年後には、底が上がつていくにつれて全体の賃金及び生活水準が倍になっていく、こういうような政策的には具体的なものでないところ得増進計画といふものは底が抜けてしまふのじゃないか。失対の賃金のことでも理解を持って大臣は努力しておられるが、しかし政府の中においては無理解な人が一ぱいおるから、上の方が上がつて、大きな資本がもうかつていけば——国民所得が十年後には倍になるけれども、しかしその配分を考えてみたら、社会保障を含めて低所得者に対する配分が少くないものだから下には薄くて上には厚くなる。中小企業は少々死んでもかまわぬとか、あるいは貧乏人は麦を食ふといふ一つの考え方、自由競争の考え方というのとは何かと違って、放任しておいても上の方がもうかつていけば自然にお前たちも楽になつていけるやないかと思ふ。特に労働大臣といつたしましては失対の賃金の目標を立てて具体的に上げていく、生活保護もそうですけれども、そういうことがあつて初めてそれが底になつてずつと生活水準が上がつて、しかも安定をしていくということになると思ふ

のです。私はこれから主として日雇いの失業保険の問題をやりますけれども、失対の賃金の問題について非常に御努力になつて二十八円お上げになつて、今までの大臣としては優秀な大臣でありますから、そういう意味においては、私どもは現状において非常に少ないと思ふけれども、どうも基本的な考え方を持っておられるか、賢明な松野労働大臣に御答弁いただきたいと思ふ。

〔田中(正)委員長代理退席、委員長着席〕

○松野国務大臣 失対賃金は緊急失対法の規定によりまして今日規定されております。これを動かすわけには参らないのであります。同時に失対といふものが永遠のものであるべき姿ではございせん。御承知のごとくこれは臨時なもの、終戦直後の一つの財政の立て方からあつたものが生まれたわけでありまして、これが永遠なものでない証拠には、臨時という言葉が出ていゝわけでありまして、従つてこれを永久雇用という考えは持つておりません。しかし中間的にはこういう失対といふものは必要だといふ必要性は認めておるわけでありまして、従つて今日のようになつた以上は、PWの上昇率にはおくれないうちに失対賃金を上げるということが今日残された唯一の道じやないか。PWの上昇におくれないうちに失対賃金をきめるというので、今回はPWの上昇率に應じた九・何%というもので二十八円上げたわけでありまして、失対ばかり上げればよいといふのではない。PWを撤廃して失対ばかり上げればよいじやないかといふと、雇用問題が非常に乱れてきはせぬか。失対がよければ逆に一般雇用が失対に吸収されるという姿は本末転倒だと思ひます。労働省としては安定雇用に向かうときに失対にみな吸収するといふ考えは時代逆行だといふので、やはりそこ

に限度が生まれてくるのではなからうか。基本的にいへば今日の世界の経済は雇用問題が国内経済の重要な問題であります。それは先般のガット協定の第一條をごらんいただければわかるし、今回のIMF基金の第一條にも書いてあります。世界の経済は、雇用といふものを抜かした経済はもう出て参りません。かつては、旧式な時代はいわゆる一部の富といふものはだれが持つていても富だといひましたけれども、最近では雇用が国民の重要な経済活動の焦点になつて参りました。その現われが今日世界経済を動かしていると思ひます。その意味で各国の立て方を——賃金だけを法律できめて賃金を上げようという制度もありましようし、逆にいへば経済の発展につれて賃金の上昇をはかるべきだといふのもございましようし、あるいはある程度でこ入れをしてそれを修正しながらやるべきだといふ国もありましよう。日本の場合にはちやうどその中間であります。いたずらに自由競争にまかせるわけにはいかないから底入れをするといふ賃金制度をとつておるわけでありまして、それがこの前の最賃法の一つの例でありましようし、あるいは失対とかいふゆる国でできる、人事院勧告もその通りであります。政府が法律で権限をもつて俸給をきめるのが人事院の問題、仲裁規定の問題、最賃の問題、あるいは政府雇用の問題、失対の問題と

いふのは、政府が権限をもつて給与を動かして得るもの、その他は民間の勞使關係できめることでありますから、政府が勧告したり監督したりする権限はございせん。しかし政府の方向といふのはやはり間接的には大きな影響を受けていることは事実であります。従つて賃金の上昇は當然なことだ、これが経済発展の一つの大きな要素だといふことはいふまでもない事実であります。日本もその通りなことであります。

○大原委員 PWにおくれないうちに失対の賃金を引き上げていくという考え方、今日二十八円の賃上げをやつた、こういうことであります。PWといふような問題について基本的に討論するのはあらためてやることにいたしました。つまり私はこうだと思ふのです。年間の所得が百億圓あるとか二百億圓ある、そういう人が財産を含んで十年後には倍になるといふのは見通せると思ふのです。しかし国民の一般が、労働者にしても農民にしても、特に中小企業に働く労働者にいたしましては、その生活水準、賃金水準が実質的に倍になつていくかといふと、政府の統計が今のままではとても出てこないと思ふのです。私はその集中的な現われがPWの持つていゝ一つの矛盾だと思ふのです。PWは民間の職種の賃金ですけれども、これがやはり国のやつていゝ公共事業その他いろいろな賃金の決定的な基準になつておるし、そのことがやはり失対賃金と關係があるわけですから、その最低の失対賃金を、PWといふ問題にかかわらず上げていく、たとえば二十八円上げたといふことになる、大体七、八%でしやう

が、ちよつと計算してないけれども、今の賃金三百六円の七、八%の金でしよう。そういったと、二十八円ずつ毎年上げていくと——現状が低いから問題がありますけれども、十年後には大体倍になります。なかなか労働大臣はいいことを考えておられると思う。私も計算してみても感心したのですが、労働大臣はそういう意見は賛成ですか。

○松野国務大臣 大体毎年七・五%くらい上げると、ちよつと十年間で倍になる。そういう意味を一つの基本の尺度にして、経済計画というものはその上下の安定でもってやるとしようとする。今回の失対賃金の二十八円は、三百六円から見ると約九・一%。別に私はものさしでそうやらなければいかぬという意味じゃありません。たまたまPWの計算と、長期経済計画を合せても、大体これならば倍になる。一つの基準は、基本の初年度は大体達成されたと思っております。

○大原委員 労働大臣の御答弁は、大体その程度ずつ上げていくと、第一年度は労働大臣としての責任を一応果たした、こういう考えだ、こういうことです。ただ現在の失対の賃金というのが、御承知のように扶養家族の平均からいって三人をこえております。そして実質の収入というのが大体七千円前後であります。若干数字は誤りがあるかもしれませんが、そういうことでは実際に——現在が食えない状況ですから、しかも臨時的な日々雇用の失対事業でもあるという情性もありまして、そうなると思ひますが、たとえば大牟田とかその他炭鉱の失業多発地帯なんかいろいろ聞いてみます

と、失対で働いている人たちが半分は生活保護をもらっている、大体そういうことを言っておりますね。こういうことは、生活保護の制度というものが、収入があつたらもう機械的に引き下がる。たとえば二十八円の賃上げをせつかく労働大臣がいたしました。その半分の生活保護をもらっている失対労働者は——たとえば中身についてはまた失業保険との関係において計算いたしますが、そういうことになる。失対に働いている生活保護者は、多いところは半分、少ないところもありますけれども、そういう人は、賃金を上げても、上げた分だけは生活保護から引かれてしまふのです。これは労働しているのです。最近では確かに失対事業は、各方面の評判はだんだんよくなつていく。建設的な事業で、コソクリを打ったり、簡単な橋までかけている。だんだんなれてきてまして、ぜひん集团的には技術的な仕事をしているわけだ。そういう労働に對するエネルギーを消費するわけですが、そういうことから考えてみまして、やはり失対の賃金と生活保護がトントンになるような、むしろある場合においては生活保護よりも失対賃金が低いというようなことでは、悪循環になるんじゃないですか。これはあとの失業保険の問題とも関連いたしますが、私質問を申し上げておるのですが、私が指摘いたしました点は矛盾であるとはお考えになりませんか。

○松野国務大臣 そういふ矛盾がございますから、今回新たに緊急就労という制度を設けたのでございます。炭鉱多発地帯には、緊急就労というものを別ワケで設けたわけでありまして、失対を基本的にいじれば、これは御承知のごとくいろいろ問題がある。同時に扶養家族の三人といふものが、大体勤労者の平均扶養家族というものは四・何人、失対は必ずしも多い方じゃありません。その理由は大原委員御承知のごとく、これはいろいろ規定がありますから、やはりあまり扶養家族を多くするよりは、別家族にする二人働けるといふいろいろなあれがありますから、そういう意味において扶養家族というのはその膨大なものじゃありません。なるべく少なくして、二家族にして二人が働くという、実は非常に無理な制度さへも実施されておるのであります。これはいい制度じゃありませんが、そういう意味もございまして、同時に、失対は幾ら改良いたしまして、失対事業といふものはあくまでも限度があります。失対事業のやりまふ仕事の量もあれば、質もあれば、また地域の規定もございまして、従つて失対そのものが大きなワケにはめられた中でありまして、これを改良するということとは容易なものじゃありません。まずそういう行政ワケを撤回するということも、今後の一つの問題だと私は思います。市町村にちゃんときめてある。府県にきめてあるために、ややもすればそのワケ内でしか仕事ができない。いい仕事がある県はいいでしょうが、いい仕事がない県は、実は非常に妙な仕事になる。だからそこにも問題があるわけだ。従つて、今回緊急就労というものを改正しましたのは、あながち市町村のワケにとらわれず、ある程度広範囲に仕事ができるように、緊急就労というものを新しい意味で置いたわけでありまして、大体失対と同じ階層の方

に当てはまるわけでありまして。ただ生活保護との関連を言われると、確かに矛盾がございます。それじゃ働かぬで、生活保護の方がいいんじゃないかということになる、そうでもない。これは立て方が別であります。同じなれば生活保護をもらつた方が楽だ。おれは失対に行かないといふのは、それほどだけはいはいです。やはり失対でしよるじゃありません。やはり失対で働いていくという一つの勤勞意欲と向上をはからうという気が勤勞者にあるから、ただ便々と、おれは生活保護の方がいいから、働かないでいいんだ、なぜ三割の方が働かれるのかおかしじやないかという気持はあります。それが、それは立て方が違ふと私は思います。

○大原委員 大臣が御答弁になりました中で、生活保護と失対事業の収入金額が、生活保護の方が多い場合があるのです。失対は今言われたように、社会的に見ても、自分で働いて生きていくという意欲があるのです。そうしてもう一つは、休日やその他に内職とかアルバイトをするということがあるわけだ。そういうことで、働いて賃金をもらおうというのには、これはだれが政治をやりにしても当然の、またどの社会におきましても同じことである。ただ今私が申し上げましたように、生活保護をもらつておりながら失対に働いている人が現に半分もあるというふうな状況で、二十八円の賃上げがその人たちに及んでこない。こういうふうな問題については、大臣として、たとえば勤勞控除とか——今山下先生も、横から年金があるじゃないかと言われたけれども、山下先生も知つ

ておられると思うのですが、二十八円の賃金引き上げをいたしましたら、母子加算とか養老加算とか身体障害者加算とか、そういう特別加算の項目に該当しない人は、みな生活保護費が引かれる結果になる。だから、きのう多賀谷委員が失業保険の問題と関連して御質問申し上げておりましたけれども、やはり勤勞控除を増加するよう——生活保護の人が働いて立ち上がっていくとして失対に働いていらっしゃるんだから、その際賃金を引き上げたなら、一定の基準につきましては、そういう生活保護における勤勞控除を引き上げていくとか、そういうことを相俟つてするということ、日雇いの失業保険の改善もさうだけれども、そういうことも私は一緒に必要だと思ふのです。そうしないと、せつかくの二十八円の賃金引き上げといふものが全然水のあわになつてしまふ。そういうことについては大臣一つ改善をしてもいいし、関係各省と打ち合わせをして努力してもらいたいのですが、いかがですか。

○松野国務大臣 当委員会は社務委員会で、厚生省関係もございまして、厚生省関係の生活保護の立て方というものは生活能力というものが全然ない方に対する手当の方法だといふことが基本であると私は存するのであります。たまたま勤勞される方があれば、その方はより以上勤勞にいらしていただく。従つて全然基本が違ひますから、ただいたずらに手取りだけを考へられればおつしやる通りです。しかしそれとこれは立て方の問題が違ひ。たまたまそういう方もあるといふは確かにあります。しかしそれがすべてじゃないのです。(大原委員「半分

おるのです。」と呼ぶ)私の方の統計はそんなにおりません。地域的にせいぜい二割前後です。しかしそういう方も全部は生活保護をもらってないで、一部なんです。将来はそれは抜け出される方なんです。家族構成が多いとか臨時的な方あるいは地域によるとか、そういう特殊な方であって、それを私たちはこの失業保険すべてに適用することとは、これは違います。やはりそれは生活保護の問題と失業保険の問題とをまたま競合した方が少しあるということとは認めなければならぬ、そのために制度すべて、失業保険を全部生活保護に持つていく、これは暴論だ。具体的にそういう制度をまた基本から考えていかなければならぬことは、改良することに私は異論はございませんが、ただ直ちにそれによって失業保険が不届きだというわけにはいかない、こういうふうに思っております。

○大原委員 二十八円の日雇い賃金の底上げをやられたというそのことが及んでこない階層が、たとい二割にしろ三割にしてもあるということは、これはやはり趣旨に反するから勤労控除を引き上げなければならぬ。そうしますと立て方が違う、こういうお話です。その通りです。そうしますとたとえば適格基準という問題に入ってくると思えます。夫婦が働けない。働く意欲があっても働けない。こういう問題もあるし、あるいは親がいるとか兄弟が同一世帯の中にいるとか、こういう方も働けない。子供の都合もそうですね。そういう適格基準を改善をして、そして実質的に世帯の収入をふやしていくということも、これは生きていくために当然のことなだけども、その

当然のことをやらないといろいろな脱法行為もあるわけですよ。法律を、いろいろ運用して、離縁をして、そしてかまを分けたり何かしてやる場合もあるわけですね。そういうようなことを考えてみると、この事実というものをについては、私どもが問題を解決しなかつたら、所得倍増というのをいつても何にもならぬですからね。そういう点で適格基準を改正するといふ、労働省だけでできる部分もあるわけですが、この点いかがですか。

○松野国務大臣 適格基準は、この今回の臨時失業保険法の一つの基本でありまして、これを早急に改正するといふことも容易なものじゃありません。それよりも失業保険そのものの全部を改正すべき時期に来ていると私は思う。もちろん適格基準もありましよう。あるいは作業場所の問題もあるのです。作業選定の問題もあります。業種選定、そういうものが基本的にいろいろありますから、やはり私は失業保険そのものの全部を改善すべき時期にあると思う。そういうことから失業対策事業というものを改善しなければいけない。従って失業対策事業全部を近いうちに私は適当な審議会に諮って、そうして能力、あわせて適格基準という問題も諮るべき時期だと私は思っています。近々のうちに雇用審議会に諮りた

と考えております。雇用審議会の有沢さんのところで、ちやうど雇用問題の中に潜在失業者という文句もございす。いろいろ問題がありますから、なお明細なところを失業対策事業について諮りたいと思ひます。そういうものすべてをやらなければ、適格基準だ

けが問題ではありません。今日は仕事の内容、能力、場所、それから今日の方法、いろいろ問題があるわけですね。従って私はこれを改善すべき意味で失業対策事業の基本的な問題を諮るべき時期が来た、近いうちに雇用審議会にもこの問題を諮問したいと思っております。

○滝井委員 関連して、失業対策事業における日雇い賃金の三百六円を二十八円引き上げて三百三十四円にした。その二十八円を引き上げる根拠を一つお示し願いたいと思ひます。PWだけでは足りないと思ひます。PWの改定に伴って二十八円引き上げたといふことでは私はないと思ひます。それが、それだけでなくて、あなたの方のいろいろな要素を勘案して、これは二十八円になったのではないかと思ふのですが、これは一体どういふ要素を勘案してそれになったのか。

○堀政府委員 御承知のように失対事業の就労者に支払われる賃金の額は、同一職種に従事する労働者に通常支払われる賃金の額よりも低く定めるといふことに緊急失業対策法の規定でなっているわけでございます。そこで昭和三十四年の八月に労働省の統計調査部において実施いたしました屋外労働者職種別賃金調査の結果を、ただいま全国的に集計しておるわけでございます。その中で失業対策事業就労者の賃金に關係のある部分につきまして、取り急ぎ集計したわけでございます。その結果を現行のPWの算定方式により試算いたしましたものを、失対事業の作業内容、それから同一職種の賃金より低く定めるという原則を勘案いたしましたし、積算いたしました三百三十四円、こ

のようにいたしました次第でございます。この三百三十四円は、先ほども申し上げましたように現在の三百六円に比べまして九・一%の増になつてゐるわけでございます。

○滝井委員 そうしますと、あなたの方が大蔵省に予算要求をしたときに四十九円だったはずで、四十九円といふものは一体いかなる理論的な根拠から出てきたのかといふこと……

○堀政府委員 大蔵省には、この屋外労働者職種別賃金調査の結果を推定いたしましたして、とりあえず予算要求をしたわけでございますが、折衝の過程におきまして屋外労働者職種別賃金調査の集計、その關係ある部分の集計ができました。これをただいまのような方式で算定いたしますと九・一%の増加、結局二十八円の増加、最初の要求のときにおきましては、屋外労働者職種別賃金調査の關係ある部分の内容をこれよりも高く見積つておりましたが、実績が出て参りましたので、それを見積つて大蔵省と折衝の結果二十八円のアップ、このようにいたしました次第でございます。

○滝井委員 関連でございますから、あまり長くやりますが、それでは、推定をしたときが四十九円だった。実際にやつたのは二十八円だったといふ。その推定がほとんど倍になつてゐるわけですか。二十一円違うわけですか。それは今の御答弁ではちよつと納得がいかない。それから大蔵省から出る予算書の説明を見ると、一般失対事業については民間賃金が上昇しておること、これはPWです。及び公務員給与の一部が是正されること等を考慮している。公務員給与の上昇といふもの

も、あなたの方が二十八円引き上げることにいつての、一つの大きな根拠になつてゐるんですよ。これは今の御説明では全くPWだけになつておるので、そうすると今の答弁のほかに、もう一つ公務員の給与の引き上げの要素といふものが加わつてゐるわけですね。

○堀政府委員 大蔵省の御説明にもありますように、今回の失対事業就労者の賃金引き上げについては、このPWの結果、これが最も客観的に測定されるわけでございますが、この引き上げの理由としましては、公務員の賃金も上がつておるじゃないか、これが一つの理由になることは、これは当然でございます。中だるみの是正等によりまして、公務員の賃金が三・八五%上がつておる、このようなことも、その失対労働者の賃金を引き上げる理由になつておることは、当然でございます。その額につきましては、ただいまのPWの關係ある部分の算定方式によりまして、九・一%の増加、二十八円のアップといふことにするのが適當である、このように考えたわけでありま

○滝井委員 日本人の榮養の基準が改定されたわけですか。そうすると、この榮養基準の改定による引き上げといふものは、この中にはないのですか。○松野国務大臣 今の公務員の方ははつきりしてゐます。期末手当を、九日とか十日とかいう就労日数の増加でやる。これはPWの今回の二十八円以外でございす。期末手当が、公務員の上昇に應じて、日雇いのいわゆる就労日数増といふのを、盆暮れにやつておるわけでありま

ところが、いわく言いがたしという答弁だったのですよ。しかし、今度予算書を見てみると、なるほどいわく言いがたしというところは、PWの入割なるものはいし九割というのがこれが日雇いの賃金だ。ところが、そういうもののほかにも、国家公務員というものが出てきておるわけです。それから今度は、さいぜん大原さんの提起しました生活保護の基準というものは、これはPWとは全然関係ない。これは三%上がつておるわけです。そうすると、これは何で三%上がつたかというところ、日本における栄養基準が改定になっておるのである。これは予算書にも書いてある。「生活保護基準については、カロリー所要量の改訂に伴う飲食物費の増その他の内容改善により、生活扶助基準

まして。六朝給付の原則を承認されているのですから、その点を大臣は私が言うことはもつとまだ、こういうようにお考えになりますか、そうしてこれは改正に努力しよう、このわずかな審議の間にでも、時間はそうなくてもよろうと思えばすぐできるのですから、そういうふうにされますか。そういう点について、大臣は急いでおられるようだが、大臣の方から御答弁をいただかないと、——ほかにまだそういう問題点はたくさんあるのですよ。ただ逐一慎重審議をしておる、こういう意味において大臣に一つ答弁してもらいたい。

○松野国務大臣　この賃金は、御承知のように地域別あるいはその中の職種別十五階級に分かれておつて、非常にこまかい数字なんです。たまたまそう

いう方があるかもしれません、一応
こういう制度で定額になっている。も
ちろん有利になる方の方が多いので
す。不利になる方が、六割を割るよう
な方がおっしゃるようにたまにはある

かもしれません。しかし、これは総合的には有利な定額制というものをとっているのですから、たまたまそこにいる者だけを定率制でやるというわけにはいきません。これは定額制でやって

おりますが、大體の方は定額制の方が有利だからこの制度をやっているわけでありす。六割以上に大ていなつておられる。たまたま百八十五円とか何十円とか、十五階級の中の一つの階級

の人がそういうことになるのは私は否定しませんが、六割を原則とすれば、これは定額ですからみんな六割より上になるが、たまたま百九十円の

者が六害に足らぬじやないかという御

議論はあるかもしれませんが。しかし総合的に、定額制というものは日雇いの場合には非常にむずかしいのです、十五階級ですから。それでそういうものを合せて、今後失業保険、失業対策事業というものは、十五階級は多過ぎるのでもう一つ縮めたいと思ふのです。そういうふうな制度は改めたい。しかし失業保険のそこだけを改めればいかという、また矛盾が出て参ります。そこを改めれば今度はどうなるか、また矛盾が出て参る。そういうことを抜きにして、全部平均して私たちが有利の方に解釈していきますから、ただ一点だけとって改正するといふわけには参りません。そこで、失業保険及び失業対策事業というものを総合的に再検討すべき時期はきていますと私は考えているわけで、基本としては定額制をとっている、そしてなるべく六割より有利になる階級を作っているといふのがこの趣旨であります。従つてこの改正は、そのよしあしを考えなければならぬ。それでは全部定率制で六割にするか、これも容易なものではありません。そういう意味で、この十一は一つの時点をとればそういう御議論もありまされども、全部とれば六割よりも上になる、その有利さをとつたのがこの十一であります。簡単です。

○永山委員長 午後二時まで休憩いたします。

午後三時三十分休憩

○永山委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩前の質疑を続けます。大原君。○大原委員 失業保険法の三十八条十一項に関連して午前中質問をいたしておいたのですが、局長にお尋ねしたいのは二十八円の賃上げの中味です。最低賃金賃上げで最高どのくらい賃上げなのか、地域給を縮小するといふ方針だと思ふけれども、具体的には現在十五段階ですかあるのは、どういふふうにするのですか。

○堀政府委員 具体的には各地の失対賃金の決定につきましては現在各県から資料を出していただいております。これをからみ合せて決定してあります。これをもつて目下作業をしております。大原の考え方は、やはり最近の各地の賃金事情、物価の事情等から考えますときに、地域差はこれを合理的に縮小する方向に向かつて検討したいと考えております。目下各県から資料を出していただいております。作業に取りかかっているところでございまして、まだしばらく作業が続くと思ひます。従いまして最低賃金、最高賃金といふようなところまでまだ作業が進んでおりませんが、大原の基本的な考え方としましてはただいまのような方向で作業に着手いたしまして、現在進行中のところでございます。

○大原委員 今までは保険料額第一級十円、第二級六円、その第一級であるところの二百八十円以上、こういうのがありますけれども、全部二百八十円以上になるのでしょうか。

○堀政府委員 地域によりましては二百八十円にならないところも相当ある、このように考えております。現行を御参考までに申し上げますと、一番低いところは二百二十五、六円程度の

ところがあるわけでございます。従いましてこれらにつきまして全国平均よりも賃金アップをいたしたいと思ひますが、二百八十円にならないところは相当ある、このように考えております。○大原委員 これは齋藤委員にお尋ねしたいのですが、原則的なことですか。政府が一括提案いたしましたのを若干修正提案いたしましたのが、午前中にも質問いたしましたように日雇失業保険をできるだけよくして、こういうことについては大臣もそういうふうに御答弁になっておられる。議員立法の趣旨もそういうことだと思ふのですが、理屈に合うことがあれば、あるいはその無理でない可能な意見が出てくれば、これは当然修正するにやぶさかではない。けさ私が申し上げておつた三十八条の十一項についての議論はまだ十分尽くしてありませんけれども、失業保険を六割給付するという原則から言ひましても、三十八条十一項は修正をしていくことが当然です。今のままでありますとら六割を割つてしまふわけですが、当然そういう修正については、議員立法された齋藤さん初め、皆さん方も修正することについては異議がない、こういう基本的な態度だと思ふのですが、いかがですか。

○齋藤議員 大原委員のお尋ねにお答え申し上げますが、私も議員提案をいたしましたのは、諸般の情勢を勘案いたしまして給付の内容を改善しよう、こういう考え方で出したわけでございますが、その際に日雇失業保険の問題をどうしようかということ議論に上つたのでございまして、この点

につきましては、午前の会議で労働大臣が答弁されましたように、この問題だけを切り離して考えるということはどういふものであろうか。やはりもつと広範囲に改革を要する時期がくればそのときに考えることにして、今回は改正をしないことにしよう、こういうことで、日雇問題については議員提案の法案の中に入れたなかつたわけでございます。しかしながら私も手党におきましては、失業保険制度の改善のためには将来とも努力いたしたいと考えておりますので、また別な機会に総合的に失業保険制度全般について改善の案を考えたい、かように考えておる次第でございます。

○大原委員 一般失業保険と日雇失業保険で、六割給付の原則で一般失業保険はほとんど適用されるのに、日雇失業保険の方はそれを割るようにならうという二百円と百四十円というふうな分類でありましたら割るような結果になると思ふのですけれども、この点は日雇失業保険を冷遇するといふのではなしに、保険財政が全体としては七百億円も黒字であるといふのですから、どんぶり勘定ですから、最初に質問いたしましたようにそういうところへやつていただく、これは私は当然の改正じゃないかと思ふのです。そういうことをしないでいて国庫負担金をへずるといふようなことは、そういう趣旨からいへば納得できません。そういうことからいへば私は当然そういうことをしてしかるべきだと思ふのですが、齋藤委員、もう一回御答弁願ひたい。

○齋藤議員 再度のお尋ねでございますが、失業保険の対象者になつてはものにつきました、むしろやはり失対事業その他において給与の改善をはかつていくということを第一にしようではないか、こういう考え方からいたしまして、またさらにこの失業保険の給付金の問題につきましても、もう少し総合的に考える必要があるもので、今回は一応見送りしました。将来できるだけすみやかな機会にこういう問題について改善の案を考えたい、こういうふうに考えている次第でございます。○大原委員 給付を引き上げることと一緒に、待期日数を減らしていくといふことについては、待期日数については、日雇いの労働者というのは日々雇用という性質があるのだから、それについては基準法やその他については別道状態であるけれども、その問題は別に議論するとして、とにかく社会保険についてはせつかくそういう制度を設けたのだし、午前中の労働大臣の御答弁の趣旨からいっても、やはり所得倍増計画の一つの底上げをやつていくのだ、そういう見解から考えていく、こういう御答弁であります。そういう政府の答弁から言ひましても今の三十八条の十一項の点はこれは少し矛盾だと思ふのです。そういうことをすべて一応野党の意見も聞き、道理の通つた問題については、善意に解釈すればそういう御趣旨で議員修正をなさつたと思ふのだ。こういう点からいって、そういう点は腹心たんに修正すべき点では修正すべきだ。私は総理が来ても来ぬでも、そういうことよりも実質的に野党側の意見がいろいろあることが大切だと思ふのです。労働大臣の御答

るんですよ。この際思い切つてやるかどうか、こういう決断のみでありますけれども、大臣にかわつて一つ政務次官の御答弁をいただきたいと思ひます。

○赤澤政府委員 二十八円の賃上げは、微力にして恐縮であります。とにかく一生懸命をやつた結果こういうことになった。われわれとしてはもつと多くの要望を大蔵省にいたしましたところ、やだりそういうような問題について社会保障制度審議会で目下考究中であるからという事でございます。私も早急に勉強いたしましたして、もし不合理と考えられる場合には、思い切つて御期待に沿うような措置を進めて参りたいと考えております。

○滝井委員 関連して。二百八十円以上と二百八十円以下と、二百八十円を境にして一級と二級とに分けておるわけですよ。もちろん二百八十円以上のものと以下のものではそれぞれ負担割合が五円と三円でずから違ひわけです。しかしこの二百八十円という金額が出たそもその根拠は、一体どこから出たかということですよ。これはニコヨンから出たのじゃないかその二百八十円から出たのじゃないかと思うのです。が、それはどこから出たのですか。

○堀政府委員 これは昭和三十三年四月の法律改正のときにも問題になつたわけでございますが、日雇い失業保険制度を創設したときにおきまして、

第一級の保険金を受けるものが大体七〇％、第二級が三〇％というところを見込んで、この線を考えたのでございす。最近の実績を見てみますと、第一級の支給を受ける人員がやはり予定通り全体の七〇％くらいになるであらう、このように考えておるわけではございす。従って現行のもとにおきましては、この二百八十円という当初からの線を現在直ちに引き上げる、もしくはこれを引き下げるといふようなことは考えておりません。なお将来の問題といたしましては、先ほどから申し上げておりますように、失対事業の根本的検討とあわせ、社会保障全体の見地からこの問題につきましても、根本的な検討をいたしたいと思っておりますが、現在のところこれを變える意思はございせん。

〔八木(一男)委員長代理退席、大坪委員長代理着席〕

○津井委員 變える意思があるのではないに別にして、三十二年の法律の改正のときにはこれはいじつておらぬでしよう。そうすると、一体二百八十円というものを境にして、以上、以下ということはどういうところから出たかという質問なんです。結局これは歴史的に二百四十円、ニコヨンといわれていたものが、その後物価情勢その他で二百八十円に上がったわけなんです。その上がったものを基礎にして三百六十四円になった。そして今度は三百三十四円、こうなつてきているわけですが、そうしますと、当然これは自動的に上げなければならぬという一つの問題が出てくる。エスカレーター方式とかなんとかしやれたことを言わなくてもやらなければならぬでしよう。

○堀政府委員 先ほど申し上げましたように、日雇い失業保険の創設当時におきまして、大体その線の上にあるものが七〇％程度、その線以下にあるものが三〇％程度というところで線を引いたわけではございす。三十二年の法律を改正いたしましたときにも、おおむねこの線に沿ひまして二百八十円といふところを設けようじゃないかといふことではございす。その後の情勢を見てみますと、大体当初の予定通り第一級の支給を受ける人員が全体の七〇％程度であるといふような情勢でございすので、現在のところこれをいじらないといふ考えでございす。

○津井委員 七〇％以上といふものが一般になるように定めた、こうおっしゃいますけれども、何も理論的な根拠はないものなんです。労働省で、そのくらのところがいいところだろう、こゝういふことなんでは。問題は、日雇いの賃金といふものは今度二百八十円上がつて平均は三百三十四円です。ところが全国日雇い賃金を見てみますと、これくらのアンバランスはないです。日雇いの賃金は、北は北海道から南は鹿児島まで、一体どのくらいランクがありますか。

○堀政府委員 二十四段階であります。

○津井委員 これから国家公務員の地域給をどうしようじゃないか、医者の甲乙の地域差をどうしようじゃないか、それから生活保護の地域差もどうしようじゃないかといふときに、日雇いが二十四級もあること自体が不合理なんです。結局今言つたように、安いところろに置いておく賃金が出るものですか、こゝういふことになるのです。そもそ

もその安い賃金ができるのはPW、このPWが毎年の実績を調査してPWをやるのですから、低い賃金を調査して低い賃金を作つていくのですから、これはほとんど上がるというところはな。上がつたところでせいぜい二十八円、こゝういふことなんでは。だからこゝういふ点で非常に矛盾をしておるのです。そんな二十四級もあるやうなものではなくて、今の全国的情勢といふものは、日本は交通機関も発達しましたし、きょうこを出発すれば、あつたの朝九州に着くのですから、もう段階をつける必要はないと思ふ。交通機関が至便になつて隣と同じやうな形になつてゐるのだから、地域給を廃止するのは国家公務員においては政府の基本方針でしよう。そうすると日雇いだつて当然廃止していい。そうしますと、二百八十円以上と以下とで、百四十円と二百円という六十円の差を失業保険金でつけないで、大原さんの言うやうに、少なくとも一本でいいじゃないか。二百八十円における六割といふやうなことでいい。それがもし過渡期でできないものならば、三割のものについてはやはり百四十円ではなく百八十円ぐらゐはやるのだ、こゝういふ措置をとるべきじゃないかと思ふ。それより低い賃金があるとすれば、その賃金は間違ひです。いかにその地方のPWが安くなつて、生活保護よりも低いやうな日雇い賃金なんというものは打破しなければならぬ。そゝういふ点でどうですか、今の二百八十円と関連して二十四年の等級をなぜ作らなければならぬのか。

○堀政府委員 実は先ほどおいでになつた大原委員の御質問に御答弁申し上げたところでありまして、もう一回申し上げますと、現在の失対の賃金は地域的にいろいろな等級に差があるわけではございす。基本的なわれわれの考え方としては、現実に失対の賃金を各地においてきめる場合に、現在の地域的な差をなるべく合理的に調整しよう、縮小しようといふ考えのもとに立つて、現在作業を行なつてゐる段階でございす。しかしこれを一挙に縮めることは従来のいろいろの沿革もございす。そゝういふことは一挙に解決はできないのでございまして、地域差を合理的に是正する方向で検討はしておりますが、一挙になかなか参らないわけではございす。しかし今度の二十八円を、具体的に各地においてさらに決定する場合には、今のやうな考え方でも地域的にも合理的な是正を行なうと考へておるわけではございす。ただいまのやうに、現在の失対事業の内容等につきましても、根本的に検討を要するやうないろいろな問題があるわけではございまして、これにつきましても先ほど次官から御答弁申し上げたやうに、根本的に検討してみたいと考へております。そゝういふやうなことを考へてみまして、それと同時に日雇いの失業保険の内容についてもこれと合はせながら検討を將來して参りたい、このやうに考へておるわけではございす。

○大原委員 午前中の質問では、失業保険の給付は六割が原則である、こゝう御答弁がありました。私はそれに従つて質問していったのです。それで三百三十四円の二十八円アップしました日雇いの一日の賃金の六割といふのは二百四十円ですね。そゝういたしますと、今までの失業保険金額は一級が二百円で二級が百四十円では。そゝう

いたしますと、三百三十四円の平均値からいまして、二百四十円と四十円というところよりも平均値は下るので、二十四段階あるのだから、二十八円以下のものもあるということであつたは言われた。二十四段階に従つてそういう保険金額あるいは給付をきめればよいけれども、それはいかぬから原則はともかくとして二級にしてあるわけだ。たとえば二百円以上にきめるとか、幾ら何だつて原則として二百円以下の百四十円というのとはならなければいけないですよ。もしなければ原則として給付六割という答弁が食言になりますよ。答弁が前後矛盾してきつては困る。失業保険をよくしていただくという宣伝しながら、羊頭を掲げて肉を売るといふようなことじゃいけませんよ。私は数字をあけて理屈の通つた話をしておるので、今質問いたしましたことも、これがあつてこそその審議じゃないですか。やはり政府の抜けておつたところがある。与党の議員立法も政府の足らないところを補うということ、あるいはいろいろな方面の意見を若干聞いて、うして補なつてこられたわけなんです。その点においては審議をいたしますから、改むるにはばかることなから、そういう点は三十八条十一項について運営できることはどうかしらぬけれども、とにかく法律を改正するチャンスがあるんだから、当然このことくらいはやつていいんじゃないですか。局長のお話は若干的確じゃない点もあつたけれども、これは趣旨が合ふかと思ひます。次官どうですか、大臣

代理として私の言うことは当然でしよう。いかがですか。

○赤澤政府委員 その通りであります。

○大原委員 これは一つ齋藤委員に聞きたい。齋藤委員はやはり政府の矛盾だらけの法律をできるだけ手直ししよう。政府提案と与党の議員立法が違つて、まさに百鬼夜行だけれども、そういうところはともかくとして、われわれは善意を以て審議に入つておるわけだ。だからせつかく客観的な数字をあげて、そしてこれはおかしいじゃないか、当然六割の原則からいつても日雇いの方をもつと上げていかなければならぬ、底上げ底上げと言つてゐるんだから、労働大臣も先ほどから所得倍増計画について賛成しておるのだから、日雇いの方だけ百四十円に置いていじめるというあまりひどいことはしなされるな、そういう点においてあなたの方は非常に善意を持つてやつてくれたわけだから、この点について与党の失業保険その他についての提案者として、四回目になるけれども、所見を聞いて審議を進めていきたいと思ふ。

○齋藤委員 四回目の御質問でございますが、先ほど来お答え申し上げた通りであります。日雇い失業保険について幾多改善すべき点はあると思ひますが、しかしながらさしたる期待の短縮をはかるというのをいたしたわけでございます。それから給付金額につきましては、先ほど来申し上げましたように、失対賃金の値上げといふことによる生活の向上といふことも考えなければなりません。そのほかいろいろ問題とにらみ合せて総合的に考えたい、こういうつもりでございます。

先ほど来政府側からの答弁にもありましたが、個人別に見ますといふいろいろ差はありますけれども、全体的にはやはり六割の線といふものは貫かれておると考へられておるのでございまして、将来の問題として大原委員の御意見についても十分尊重いたしまして改善の努力をいたしたい、こういうふうに考へておるわけでございます。

○津井委員 今二十四等級の日雇いの賃金があるといふことでございまして、最低は幾らで最高は幾らですか。

○堀政府委員 ただいま手元に資料を持つておりませんが、およそ最低のところは二百二十五円、最高のところが三百五十五円くらいではなかつたかと思つております。

○津井委員 そうすると二百二十五円というのは、二十八円上がつて二百二十五円ですか。

○堀政府委員 そうではありません。現在を申し上げたわけでありまして、円です。最低の部分は二十八円以下しか上がらぬのです。最低のところはどういうことになりますか。

○堀政府委員 二十八円は全国的な平均でございますが、これを具体的に当てはめることにしましては、その地方、その地方の民間の就労賃金であるとか、あるいはPWであるとか、そういうものとかから合はせまして、具体的な賃金引き上げ額を決定したいと思つております。

○津井委員 いわゆる六割の原則を貫いて参りますと、二百三十三円の日雇

いの賃金をもらつておれば大体四百四十円になるわけですよ。そうすると今の御説明で最低二百二十五円だとおつしやるんですから、六割の原則からいって二十円上がれば一番最低の人が二百四十五円になりますから、それからはみな六割の原則以上の賃金をもらつておる、こういうことになるわけですね。こういう点から考へてもこの分け方は不合理です。だから今から三年したら根本的な検討をやるんだ、三十八年になるまでに法律はやり直すといふようなことも書いてあるわけですね。だけれどもお互いに命は短かいんですから、三年も四年も待たなくてもいい。平均二十八円上げたならば最低の者が百四十円にいくだけで、それから以上といふものは百四十円以上もらふといふことになります。もちろん保険料もそれに應じて上げなければならぬと思ひますけれども、失業したとき

に百四十円では食えませんよ。日雇いの労働者諸君といふのはそうたくわえがないのだから、病氣をしたときにも家族は最低生活で養ふといふことにしなければ人間の待遇をしていない。だから六割といふものは人間の待遇をするものでなければならぬ。そういうことになると思へば、やはり生活保護くらいいふものは一律に出さなければいかぬといふことになる。標準世帯にしても生活保護くらいのお金を出さなければいかぬのじゃないか、こういうことになると思ふ。そういう点でこゝろあたりは納得のいかないと思ひます。だから根本的な検討をおやりになるならばそんなに長くかからなくて、やはり次の通常国会に失業保険の根本的検討をやつて出しますといふくらい

のところにいかないと、社会保障審議会を一つ待つておつては大へんです。それから、あなたの方が積極的に案を作つて社会保障審議会にお出しになる、それを審議会で一月、二月のうちに審議をして労働省に回してくれる、こういうことになると思ひますが、どうですか、そんなに二年も三年も待たなくてもいいじゃないですか、はつきりしてきておるのですから……

○堀政府委員 ただいま私の御説明でやや誤解を生ずるような説明をした点があるんじゃないかと思ひますが、最低のところは二百二十五円程度であらう、こう申し上げたのです。これはその地域における平均が二百二十五円といふことでございまして、職種によりまして、たとえば雑役といふようなものはもう少し低くなるわけでございます。その地方であつても高いものもある。しかしそれより低いようなものも、軽易な職種につきましてはあるわけでございます。従ひまして、そういうような人々につきましては、やはり今度相当額の賃金アップをいたしまして、これに達しないといふものも出てくるわけでございます。そこで問題は、ただいま先生の御指摘になりましたように、最低生活といふ意味から最低額を保障すべきではないか、こういうような御議論が出てくるわけですよ。これも確かに傾聴に値する一つの御議論であると思ひます。そういう見地からいいますと、今度は日雇い以外の、たとえば一般の失業保険の被保険者についても同じようなことを考へなければならぬといふ問題も出て参ります。それからまたそのほかのことを

考えてみますと、たとえば労災関係であるとか、そのほかの社会保険につきましても、やはり単に損失を補償するといふようなことだけでなしに、最低生活といふこともあわせて考えなければならぬ、こういう議論も出てくるわけですね。私が先ほど申し上げておりますのも、やはりこの社会保険全体の見地から、そういう面もからみ合わせまして、政府としてどのようなことをするかといふことをやはり検討する必要があるかといふことをやらないか。そのような意味におきまして、今この失業保険の中の日雇いの分だけを先にやるということになりますと、いろいろな問題が出てくる。そこで一朝一夕にこれを検討することはむずかしいから、もう少し総合的に検討したい。しかしそれは決して逃げ文句を言つておるわけではありませぬ、ほんとうにいろいろな根本的に研究しなければならぬ問題がある。政府としても熱意を持ってこの問題については真剣に取り組んでいきたい、こういう気分を持っておるわけでありませぬ。しからばあと一年で必ずこの法案ができるかとおっしゃるわけでありませぬ、やはりわれわれとしてはなるべく早く給付の面についても全体の見地から総合調整をしていきたい考えでございますが、これはいろいろ相手のある問題でありますから、来年必ず出すかと言われれば、必ず出しますというわけにも参らなず、全体の総合的検討を進めまして、なるべくすみやかな機会に、ただいま申し上げたようないろいろな見地を勘案しまして合理的な調整を行なつて参りたい考えでございます。

○藩井委員 昨日私は、今度あなた方が四法を出しになつたんだが、労働者の負担といふものは保険料を入れてどうなりたいかと言つたら、あなた方はそれを労働者の立場でやつたんですからという御説明だった。ところがこの法案の提案の説明では何と言つたかといふと、総合調整をまず緊急なところからやるのでございませぬ、こゝろおつしやつたわけですか。ところが、じやあつておやりになつたこの四法が通つた場合に、保険料の関係は一体どうなりますかといふと、いやそれはどうもわかりませぬ、労働者だけは減ります、こゝろいふお考えだったのです。ところが今の御答弁を聞くと、どうもすべてのものをやはり総合調整をしなければならぬ、こゝろいふお考えのようなんですよ。これは社会保険制度審議会におきまして、あとは向こうが言つてきた通りにおれらはやればよいといふものではないかと思ふのです。あれは諮問機関なんですから、行政の主体はあなた方なんですよ。あそこは意見を聞くだけの機関でせう。あれがあつたままだけの機関にあなた方はおやりになつたためしはない。たとえば労働問題懇談会がILOの問題についてしやつと出したが、一向におやりにならない。あんなものは、国家公務員やら地方公務員はそのまま措置をしないといふと書いてある。石井報告といふものはその通りおやりにならない。自分の都合の悪いときにはおやりにならない。今度には総合調整、社会保険制度審議会とすぐ隠れみのを出す。それはいけない。われわれは審議会は大事だと思つています。しかし国会で

これをやり合ふときには、あり方としては審議会は尊重しなければならぬが、それは政府の機関であつてわれわれはこれを開知するところではない。しかし審議会の意見をあなた方が尊重しないといふならば、これを尊重しないといふことは言ひますよ。しかしあなた方がそれを審議会にかけてどういふ工合に今までやつてきたか、自分勝手なことをやつてきた。大事なことになると総合調整だ、社会保険制度審議会だ、労働問題懇談会だ、こゝろおつしやるけれども、一向にその通りおやりにはならない。社会保険制度審議会にかけておるとおつしやるなら、これから社会保険制度審議会の答申の通り労働者はおやりになるお考えですかと言ひたい。そういうことならば私は待ちますよ。しかしあの通りになつた方はおやりになつたためしはない。今後はあの通りやりなす、これならあなた方の言ひ通り総合調整を待ちます。どうですか、職業安定局長としてその点おやりになる気持はありますか。

○堀政府委員 諸種の審議会の答申を政府が尊重するといふことは当然のことであると思ひます。しかしいろいろ財政的見地その他の見地からして、必ずしも実行しなかつた例もありませんが、そのまゝ実行した例もございませぬ。最低賃金法なども中央賃金審議会あたりの答申、大体その線に沿つたつもりであります。まあものによりましては、財政的見地その他からそのまゝ実行できなかった例もあります。私といたしましては、今後、あらゆる審議会では慎重に審議していただき、政府も熱意を持ってこれに對して取り組む、できましたものはできるだけ尊重する、こゝろいふ考え方でぜひ進んで参りたい考えでございます。

○大原委員 局長、政府委員として、今四本一括して出しておるのを、与党の議員修正が出たといふのでまた改めさせよう。今あなた方が権威がないでせう。今あなたががんばる気持はわかりませぬ。何でもかんでもがんばつておかなければならぬと思ふんだらうけれども、めっちゃくちやでもがんばつておかなければならぬ、その立場はわかるよ。しかし政務次官、けさ方から大臣の話をきいておつても、地域給については二十四ランクといふのはずつと縮小していく方針だから、三百三十四の六割といふのは二百四十の二あるのを、少なくとも最低二百四十といふことで一本にしてもいいはずですよ。二十四ランクあつて、二級に分けておるのですから……あなた方の言つておるのには理屈が通つておるから、それじゃ一つそのように考えましようといふと、それはお役所としては面子がないかもしれぬ。その気持はよくわかる。

この点齋藤委員に五たび質問いたしますが、齋藤委員は議員立法を出すについていろいろと御努力してこられた。政務次官もその趣旨についてはよくわかるといふことで、これに賛成になつておる。松野労働大臣も与党の議員立法の趣旨については賛成です、ただし政府案を撤回する意図はございませぬ、政府案がいいと思つておりませぬ、そういうことを一応言つた。それに輪をかけたようなことを職安局長は今言つておる。あなたはもう少し自由な立場にあるので、よくすることにかけは少々面子がこわれたつて、名譽なことだから、また野党も審議を進めようと思つておるのですから、この際給も是正しようといふ方針があるのですから、二十四に分けるわけにいかぬのだから、そうすると平均値を少なくとも確保して、最低生活を保障するといふことは、大蔵省に對しても、どこに對しても私は筋が通つておると思ふ。これは最も近い機会に、齋藤委員として今すぐオーケーといふわけにはいかぬだろうが、この二、三日のうちに話をして、この真剣な審議に對して答えてもらわなければならぬ。齋藤委員の三回目の答弁のときで、野党のことであつてもだれのことであつても、筋が通つておることであつたならばお互いに努力することはあります、こゝろいふ建前です。こゝろ御答弁になつておるわけですか。せつかく議員立法としてこれを改善していく、一年間たつて、そのうちにいろいろな意見が熟してよくなつたら改正していく、そういう方針でありますから、これは今直ちに即答といふことはできないが、この点は与党にも諮つて、この法案が上がるまで大橋委員もおられることだし、一つ十分与党で討議されてやつて下さい。そのくらのことは真剣に審議に應じてもらひたい。齋藤委員の御答弁を伺ひたい。

○齋藤委員 大原委員の五度目のお尋ねでございますが、議員提案を作成いたします過程におきまして、やはり日雇失業保険についても問題が出たわけでございますが、先ほど来たたびにお

答へ申し上げましたように、日雇失業保険の給付金の改定をいたしますという事は、諸般の情勢からいろいろ問題がございますので、これは後刻の、将来の問題に移そうということにいたしておるわけでございます。幸いに明年度から失対賃金もある程度上がるわけでございますが、しかし失対賃金が上がるのと同時に、民間賃金の動向等も見定めていかねばなりません。そういうわけでございますので、これは二、三日中に御返事を申しまして、意のあるところは十分わかつております。野党の諸君の真剣な御意見については十分私ども耳を傾けておるわけでございますので、将来の問題として日雇失業保険の総合的な改正ということについては、努力をいたしたいと思ひますが、今日の法案提出にあたりましては、はなはだ遺憾でございますけれども、大原委員の御意見の通りには参らぬというところをお答へ申し上げておきたいと思ひます。

○大原委員 今日提案の段階だから、今の段階はともかくとして、この法案がいつまで上がるかわからぬけれども、これにいろいろ意見がどんどん入つていつ二、三日のうちに上がるかもしれない、こういう点は慎重審議しておつて長くかかるかもしれない、これはわからぬけれども、そういうことを含んでつと近い機会に一つやる、こういう点は、私の言つておるのとは一つも無理じゃないんですよ。三百三十四円になるのについて、今までの方式からいつたつて二百四十円、それは六割の原則を認められたんだから、政府も認めてるんですから、一般失業保険は六割なんですから、二百

円四千銭のことからいいしても最低二百円、こういうふうにするのをきめても不思議はないでしょう。この点は党に持つて歸つて検討して、一つお互いに協力してやろう、こういうふうにお返事いただけませんか。もう一回、六回目でありましたが……

○斎藤議員 六回目か七回目の御質問でございますが、先ほど来申し上げておりますように、この提案と別個な切り離した問題として将来十分考究したい、こういうことはお答へ申し上げられませんか。

○滝井委員 ちよつとお尋ねしますが、一級は七割、二級は三割だ、こういうことになるわけですね。そうしますと、日雇いの保険給付は年間三十三年度の支払いだとして四億五千万円で、これを二百円に上げると段階を百八十円に納めていく、二百円と百四十円を二百円と百八十円にする、そうするとこの百八十円にすることによつて約三割引き上げになるでしょう。四億五千万円を三割上げると一億二、三千万円あなた方がお出しになるつもりならできるんじゃないですか。二百円と、四十円くなくアップして百八十円くらいにしていく、そうすると一億二、三千万円なら、大蔵省から事務費を三千九百万円しかもらつていませんから、事務費を二億もらつたらいい。その事務費をさらに回したらい。あるいは運用の利子が四十一億あるんですから、それを回したらい。事務費などにこの失業保険を回しておるというのには、私に言わせればけしからぬ。運用の利子というものは事務費に回さず、労働者の福祉のために使うな

らいいですよ。一応失業保険は日雇いの失業保険と普通の失業保険とは別建になっております。もし事務費に回す金があるならば、同じ会計の中ですから日雇いに回してくだらいいのです、どうですか。計算はそうなるでしょう。一体今の三十五年度の予算で給付費が幾らで、二百八十円以下の保険金が幾らになりますか。

○堀政府委員 お話のような計算にもなるだろうと思ひます。そこで日雇いの失業保険のワクから申しますと、結局たゞいま御指摘のような現在の制度を根本的に変える——根本的というのははやや言い過ぎかもしれませんが、現在の予算の構成を要するということをしなればならぬわけでございます。そういうことがありませんと、結局一般の失業保険と日雇いの失業保険とは別建になっておりますので、大体たゞいまのところわれわれの見込みでは、この期待の一日減少というふうなことを繰り込みまして、来年度に生ずる日雇いの失業保険の剰余はあまりないのじゃないか、このように思つておるわけですね。そこでたゞいまお話しのような内容の改定をいたしますと、結局現在の予算の構成を要しなければならぬということになります。この点については、滝井委員の今まで御発言になりましたことも一つの議論だと思ひますが、やはり政府といたしましては、それに対してそのつど御答弁を申し上げましたように、ここ十数年来たゞいまのような予算の構成で参つておるわけでございますから、いろいろ御議論はございましてしょうけれども、これらの問題は、やはりこしはばらぐの間の保険経済を一般それから日雇いと

分けまして、収支をよく勘案検討いたしまして、それとあわせまして、全体の関連のもとに級地の調整の検討をはつきりしよう、こういうことではないかならぬのじゃないかと思ひますので、この問題については、われわれも真剣に検討には着手をいたしますけれども、たゞいまのところ、そのようなお話のような工合にこの内容を修正するということについて、われわれはどうかそれをそのままお認めするといふわけには参らぬというのが、私どものたゞいまの考え方でございます。

○滝井委員 そうしますと、今度手党から出ておるのは一億や二億の修正じゃないわけですね、三十一億です。われわれが尋ねぬうちに松野さんが私に質問に答えてくれたのです。三十一億今度は手党の方の修正で出すことになりました。これは日雇いの一億、二億じゃないですよ。これはどうですか。これは改めないのですか。

○堀政府委員 たゞいま申し上げましたように、失業保険は一般と日雇いが別建になっております。一般の面につきましては、この間も御質問にお答へしましたように、来年度の雇用情勢が現在のままで推移するとしますれば、やはり百億以上の剰余が生ずるのであるといふことを申し上げたわけでございます。そのような見地から、この議員提案につきましては、本来政府といたしましては、この一般の被保険者の給付の問題につきましては、もう少し全体との関連をならみ合わせながら総合調整の検討を行つた上で着手したいと思つておつたわけですが、議員提案の中に盛り込まれた三つの点について

では、いろいろ関係者の緊急の御要望があるという問題でございます。ただその一般の被保険者に関する問題でございますから、これがこのまま成立いたしましたとしても、それに対して異存はない、こういう考え方でありまして、日雇いの問題につきましては、たゞいま申し上げましたように、一般と別建になつておりました、日雇いの面についてたゞいまのような修正をいたしますと、計算上はやはり相当な赤字が出てくるということになります。従いまして私は日雇いの問題につきましては、もう少し検討しないと、たゞいまのところそのような修正をするというふうなことについては、われわれとしてはどうも賛成とは申し上げられないといふ考え方でありまして、

○滝井委員 局長さんは、戦争に行つたことがあると思ひますが、ありますね。そうしますと、たまに撃たれて五人ここにけががある。一人はもはや死のうとしておる、次のはまだ割合に元気がいい、次ののはちよつとけが、次ののもちよつとけが、次のもちよつとけがという場合に、一体どれから先に手当をしますか。やはり死のうとしておるのを先に手当をしますか。今度の手党の政策というものは、やはり大企業と中小企業の格差をなくそう、所得のアンバランスを是正をするのだというの、大きな政策です。そうしますと、この失業保険の中において、一番苦しんでおるのは一体どこののだ。日雇いです。しかもその経済は一番苦しい。それならば今度あなた方が失業保険の中から、三分の一から四分の一にしたのを、返上するお金を返上しないで、これに回すというの、これが

戦場における精神、友愛の精神です。それをおやりにならぬで、政府に二十八億ですかお返しになる。二十八億お返しになっておつて、日雇いのこういう面については根本的な検討をやることに待てということならば、このお金を回してくれたらいい。そうでしょう。息も絶え絶えにしておるのを救うのがヒューマニズムですよ。それが政治の最優先的にあたたかい手を伸ばすべきものだと思います。それを労働省はおやりにならぬのです。今われわれが指摘しておる通りに、百四十円で食えないのですよ。一つ大臣、政務次官、局長の三人、私が一週間毎日百四十円ずつ、失礼ですけれども、あなた方にあげますから、それで一つ食ってごらんないや。そして国会へ来て、ここで私とやり合つてごらんないや。おそろく三日やたら、百四十円じゃ目が回りますよ。だからこれはやはりおのれをつねつて痛いときには、人もつねたら痛いのですから、おのれの施してもらいたくないことを人に施してはいかぬです。これはやはり政治だと思ふのです。それは、それだけの金を出せないというならば、私は言いません。しかし今の段階で、一億二、三千万円か二億の金というものが、幾ら日本の財政が貧しいといつたつて、出せぬことはないと思ふのです。しかも労働省というものは、失業保険の中から二十八億の金を返上しておるのですから、その二十八億の中から二億もらつてきたらいい。だからこれは、あなた方が返上しなければ、この主張というものは私は無理だと思ふ。滝井のやつ何を言ひか、それは無理だはいけれども、あなた方は失業保険の中

から返上したのだから、返上した金をもう一回一つ返してもらいたいという事です。それはこし予備費が失業保険百二十億くらい組んでおるでしょう。これは別建かもしれないけれども、大蔵省に予備費の中から二億、こつちは戻します、だからこれを一つ回してくれ、最終的にはこれでもいいですよ。同じ労働省の中の政策ですから、そして同じ失業保険ですから。失業保険という大きなワクから考えれば、それは少しは無理があつても、こういう無理はやろうと思つたら、今手党というものは、男を女に、女を男に、あるいは東から上る太陽を西から上らせることはできぬかもしれないが、他は何でもできます。だから三十一億だつても、あなた方がやらぬということでも、手党がやろうと思つたらできるのですから、その点は松野さんは手党の岸内閣の労働大臣ですから、これはできるはずですよ。だからこれはぜひ一つ、日雇い労働者の失業保険の中でこの一点だけは社会党としてはぜひやつてもらいたい。そうでなければ、われわれはなかなか御協力ができぬところなのです。これはどうですか。これはあなたたちが一つこ一週間か十日ばかり百四十円で生活をするか、生活することがいやならば百四十円をこえるものを出すか、こういうことです。やはり人に自分のいやなことは施しちゃいかぬと思ふのです。

○赤澤政府委員 二十八億返したということを盛んに言われますが、これは保険経済が積み立て金だんだんふえるものですから、そういうふうになつたのだが、ただ社会保障の全般として進めておるわけですから、一方的にとられて責められても、実は困るわけがあります。ただおつしやる通りに、大体二百円にしろ百四十円にしろ、きわめて安過ぎることはわかつておるのです。さつきから職安局長が盛んに言つておられますが、失対の扱い方自体に大きな問題があると思ふのでして、役所の方でも真剣に、今盛んに議論をして、もつと正しい姿にしなければならぬ、これと生活保護関係とのバランスの問題等もいろいろ妙なことがあるわけですよ。私をして言わしむれば、日雇いに出る諸君は比較的年平均令が高いのです。高いけれども、現場にいておる方もあるし、まじめに働いておる方もある、こういう人たちの賃金はうんと高めて効率を発揮させなければ、十分働かせなければいけません、またきわめて働かない人、またおばあさん、おじいさん等は草むしりみたいな軽作業に従事しても、これは賃金が安くても仕方がない。しかし失業保険という事になりますと、私はおのずからまた違ふと思ふのです。今言われる通りに、滝井さんが百四十円くれるからそれで食つてみるという事です、これはとても私たちが音を上げざるを得ないことは当然のことです。ですからこの問題につきましても、単にここで聞き流すということではなくて、党の方にも、労働部会でもエキスパートの方もおられるわけですから、政府側といたしまして、これを契機として十分再検討いたしまして、そして気の毒な人々が少なくとも保険という意味で救われるような措置を講じていきたいと思ひますので、この辺は御了承を一つお願いいたします。

○大原委員 今の職安局長の答弁に関連して私はちょっと気がついたのですが、この国庫負担という改正項目のところを見てみますと、「この場合の保険収支の計算は、一般失業保険と日雇失業保険ごとに別建として行なうもの」とする、こういうふうに行なうものを正とするのですか。私は午前中、一般失業の会計と日雇い失業の会計はどふり勘定でやるのだ、それであつた方は否定をされなかつたけれども、今度はそれを別建にするのですか。今までは一本だった、大蔵省、その他の関係なしに一本だったのではないですか。

○堀政府委員 従来から別建にしておられます。そこで今度の改正法案の中に、ただいまのような別に計算すると書きました趣旨は、要するに一般の方は、従来の経緯から見ますと、余裕が相当あるわけでありまして、それから日雇いの方につきましては、余裕がないわけでありまして、そこで赤字になつた場合に、さらに補給するというのは、ただいまの改正案でございますが、それを一緒にやらせましては、日雇い失業保険の経理の方が余裕がでないという事で、別に取扱いということをしたのは、そういうふうな点であります。要するに、ここに書きましたのは、赤字が生じたときに、四分の一が三分の一になるまで補給するという規定ができたわけでありまして、その運用にあたりましては、一般と日雇いは別に計算する、またそれがないと、日雇いの方が非常に無理がかかつてくるという考えから、その今四分の一が三分の一に達するまで補給するという規定を設けましたのに

関連して、このような規定を設けたわけでございます。従ひまして、初めからこの失業保険の中で一般と日雇いというものはそれぞれ別建にして経理をしていく、そうして必要なものは保険料その他で補つていく、こういうふうに考えていくわけでありまして、

○大原委員 この三分の一の国庫負担ですね、それを四分の一にしたのは、日雇いの方も関係しているのでしょうか。今までは一緒のところ、総まとめにして三分の一の国庫負担だったのが四分の一、今後はそれで三分の一、四分の一になるのですか。そういたしましたら、日雇いの方はその給付内容を当然改善しようと思つても、四分の一にしてしまつと、国庫負担を少なくすると、ますます改善の仕方もむずかしくなるのですよ。

○堀政府委員 ただいま申し上げましたように、日雇い失業保険というものが余裕がないわけでありまして、そこで赤字になる公算が出てくるわけでありまして、そこでその場合には三分の一まで戻す、こういう規定でございます。

○滝井委員 それで、現実にも赤字というものがわかつてゐるのだから、ただ、今度の法案で日雇いの失業保険は待期間を六日を五日、連続四日を三日に変えただけなんです。その恩典をちよつぱりと与えておいて、今度、三分の一が四分の一にびしゃつと切つてゐるわけですよ。失業保険の特別会計というものはこれは込みなんです。ただあなた方が内輪で失業保険と一般と分けておるだけであつて、われわれ国会からみれば、この予算書は失業保険の特別会計というものは一本で、保険料の収入とそれから歳出の保険金とい

よくないのです。からくりしてみればそういう点ですよ。だから、私が言うように、その二十八億召上げられたものの中から、一つ二億ぐらいは残しなさい。残して日雇いの——でき

これは政務次官おわかりでしょう。だから、これは一つあなたの新鮮な政治力で大蔵省を動かして、与党も三十一億の恩典に溶させようというのだから、まあその五分の一か六分の一、五、六

は予算の範囲内で出せるのですから、全額出すのが原則です。それで、日雇いの保険に関する限り、四分の一にしたものを三分の一に戻していった——これは大坪さんと齋藤さんの良識が出

○大原委員　今の点は滝井さんのお話の通りですが、これを別建にして計算するということもいいたければ、いろいろに制度化するということは、

いて初めて百四十円なら百四十円がもらえるわけです。日雇いの趣旨からいっても、きょう行って一日休職します、そしてもう一回行ってなかったら、あくる日くらいからは当然失業保険は

つけてやる、こういう建前が当然ではないか。さらにもう一日か二日間くらいは短縮してもよい、こういうふう

に思うのです。だからこういう問題を計数的に真剣に討議して、そして討議の結果を法案について反映をするとい

うことが当然の民主主義だけれども、私はこの問題だけでがっかりしたです

よ。こんなにはつきりしておる問題について、皆さんが全部認められておる

問題について、しかも仕組みとすると改悪になるような面もあるようなおそ

るべき——とにかく會計上あとで損根を残すかもしれない、そういう点にお

いては大蔵省からきつと押えられ、そういう面を持つておることにつ

いて、真剣に取り上げて対処してもらえないということでは、これはいけな

い。私はこれだけはずいとも審議して、そして良識のある政府手先の皆さ

ん方とお互に協力したいと思つたのですが、遺憾ながらできません。

きょうはこの程度にいたしました、この失業対策事業の趣旨から考えて、

またあとであらゆる角度から残つてい

る三、四の問題を審議していきたいと思

います。私の質問は最後に見解を聞

こうと思いましたが、特に与党の皆さん、齋藤委員初め御出席の皆さん方

の良識に期待をいたしまして、政務次官も局長たいていこたわつてゐる必要

はないですから、原案を作つたわけじゃなし、政務次官であるのだから、大所

高所からあなたが政治的に判断すればよい。大臣とも協議していただ

いて、善処していただくように強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

○大坪委員長代理 次に、労働関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。五島虎雄君。

○五島委員 時間もずいぶんおそい

すから、私簡単に、特に労働基準行政について緊急に質問をして明らかにし

ておきたいと思つて、この法案につ

きましては、他日に譲りたいと思つて

です。労働基準法の六十二条の女子年少者の深夜作業の条文をめぐつて、こと

にパス関係の中の観光バスに従事するところのバス・ガイド、バス・ガールの

方たちの深夜作業の問題については、かねてから非常に問題がござい

ました、またレクリエーション的に旅行気分というものがだんだん盛んになつ

て、長途の観光旅行をされる国民の数が非常に多くなつたわけ

です。それ、バス・ガールはそれのサービスとして乗務するわけ

ですけれども、目的地に着いて、そして旅館に泊つても、

晩にもお客さんのサービス、接待にこれ努めなければなら

ない。こういうような状態が全国の観光バスの従業員に

出て参りますと、六十二条の女子の深夜作業の禁止条項に

抵触するということで、私鉄総連ではこの問題を高く

取り上げて、やはり婦人の衛生を保護し身体を保護

するために、どうしてもこれを基準法の通りに禁止し

て、やらなければならぬけれども、基準局の監督がい

ままだ不十分だから、この点について十分適切な指導をしてもらいたいとい

うことで、昨年堀局長が基準局長の時代に、私鉄総連が非

常に要望されて、堀基準局長もそれを確認されたか

知りませんが、全国に対して何か局長通達を

発せられて、そして暫定措置として一年間を

限つて準備の指導をされておつた。その期間が

大体三月三十一日まで、に終わろうとする、

あと二十日間です。そういうふうな通達に基

づいて、全国ではどういふ状況になつて、新

しい遊谷基準局長がどういふふうな対処を

されるかというところについて、ちょっとお尋

ねしておきたいと思つて、お答えいたします。

○遊谷政府委員 答えをいたします。ただいま御質問の

ごさいました観光バスの女子ガイドの問題で

ございまして、最、御指摘の通りでござい

まして、最近の経済の安定と道路整備の進捗に伴

いまして、観光バスの需要が急激にふえてきた

ので、従つて、これに従事する労働者の長時間労働

も、相当目立つてきたわけではござい

ます。そこで労働基準局といたしましては、基準法の

厳正なる順守、特にこのバス・ガイドの深夜業務の禁止を重点事項として取り上げ、全国的にこれに対する監督は正

行なつてきたわけではござい

ます。ただわが国のバス会社の実態を見ますと、全国で四百三十程度の会社がある

わけではござい

ますが、そのうちの約六割がわずかに十両程度の会社が多いわ

けでございまして、これを直ちに一斉に禁止するとい

うような措置をとりま

すことは、実際問題としてなかなか困難な事情があつたわけ

でござい

ます。そこで昭和三十四年度に一年間の猶予期間を設け

まして、この期間のうちで具体的な計画を準備してこれに対処す

る態勢を整備すること、これに対する監督指導を実施して

きたわけではござい

ます。〔大坪委員長代理退席、田中(正)委員長代理着席〕

○五島委員 ところが、そういうふうな指導監督をして

こられたけれども、基準行政の問題について

は非常に微妙な問題が生じているのではない

か。そこで九日付の毎日新聞で、バス・ガイドの深夜

作業の禁止の問題について大きな記事が載つて

いるわけ

です。それによれば日乗協——社側の協議会が労働基準局に

対して巻き返しをやるのだというふうな見出しで、

バス・ガイドの深夜作業を打ち切るというふうなことを

する、ああいうふうなことをすれば、大体法に違反しないの

じやなかろうか、あるいは飛行機のステューワーデスは

深夜作業が許されておるのに、バスのガイドが深夜

作業を許されないというところは、これは片手落ちだ

か、ステューワーデスと一緒に深夜作業ができるように

してくれないかという

ことを、強力に労働基準局に陳情し、そうして監督行政

について変更を迫つてゐるかの

とき記事が出ていたわけではござい

ます。全国を指導されることはいろいろ微妙な問題

を含んでおりますから、一がい

にこれをびしゃつと締め切るといふこともなかなか

むずかしいだつたとは思

つても、一年間の猶予期間を作つて、

そうしてはつきり深夜作業における

ところの線を、バス・ガイドについて

の深夜作業の線を設定しようとい

う、あともう二十日間線を

出さなければならぬというふうな

とき、こういう記事が載りますと、労働基準法の深夜作業の

問題について

は一体どうなるんだらうか、ある

いは「毎日」ですから、大新聞です

から、その記事は世間一般に信用され

るところであります。ところがあ

の記事を見ますと、この女子深夜作

業をびしゃつとくめてしまふとい

うことはいろいろな方面で反対な空

気があ

るから、なかなか実現困難であらう

といふ表現の記事になつてゐる。そ

れが、労働基準局全体がそういう

ふうな考えになつてゐるんじゃない

かという記事になつてお

りますから、ああいう記事をとつてお

りますと、われわれは労働基準法を

実施する上、それからまた職業安定法の法律は

そのまゝ実施しつゝ労働者を保護しな

ければならぬという立場をとつてお

りますと、ああいう記事を見ますと、労働基準局は

一体どういふふうな考えを

お持ちになつてゐるのだらうかとい

ふに考へておられるのだらうかとい

ふに考へておられるのだらうかとい

ふに考へておられるのだらうかとい

ふに考へておられるのだらうかとい

ふに考へておられるのだらうかとい

ふに考へておられるのだらうかとい

ふに考へておられるのだらうかとい

ふに考へておられるのだらうかとい

ふに考へておられるのだらうかとい

ふに考へておられるのだらうかとい

ふに考へておられるのだらうかとい

ふに考へておられるのだらうかとい

ふに考へておられるのだらうかとい

ふに考へておられるのだらうかとい

ふに考へておられるのだらうかとい

私たちはあまり喜ばれないようですけれども、賃上げに基づいてこの深夜作業の問題を実現するために、ストライキ権を確立して、そうして各会社に対して十時以後の就業はやめさせてもらいたいという団体交渉が行なわれるやに聞いておるわけです。ところがきのうの新聞記事を第三者的な観点からずつと読んでみますと、日乗協が善き返しをやる。ところが中の文章において、私鉄総連の組合も反対であるという字句が使われている。あたかも私鉄総連の労働組合が日乗協と軌を一にして労働基準局の行政監督指導に対して反対するかのとき記事になっているわけですが、それが事実であるとするならば、私鉄総連の組合は一体どういうふうに考えているんだらうか。今まで一生懸命女子の深夜作業は禁止してもらいたいといつて要望し、基準局と熱心に相談をし、協議をしてこれたにもかかわらず、いつの間にか態度がかわったんだらう、こういふように疑義を受けるわけですが、この点について基準局長はどういうふうに考えられますか。

○滋谷政府委員　ただいま御指摘のごさいます九日付の毎日新聞の記事につきまして、この際、その真相を申し上げたいと思います。毎日新聞の記事によりますと、この問題について業者側が善き返しに出ているというような見出しでございいますが、そのような事実はありません。先ほど申し上げましたように、この三十四年度を準備期間といたしまして、この間にこれを是正する準備計画を樹立して、それに対処する態勢を確立するというところで、現在まで勧告指導を行なつてき

たわけでございます。業界におきましても、当初ただいま五島先生が言われましたように、飛行機のスケジュール並みに特例を設けてもらいたいというような陳情もあつたやに聞いておりますけれども、最近においてはそのような陳情は全然ございません。労働省の方針にのっとりまして、できるだけすみやかにこのバス・ガイドの深夜業を禁止するためにはどうしたらいいかというのを熱心に検討をいたしているわけでございます。そこでこの觀光バスから女子のバス・ガイドを全然排除すれば、問題はきわめて簡単明瞭に解決できるわけでございますが、觀光バスの特殊性からいまして、これに全然女子のガイドを乗せないというやうなことは、実際問題としてできないわけでございます。そこで觀光バスに女子のガイドを従事させて、しかも労働基準法をいかに順守していくか、そのためにはどういふやうな具体的な対策が必要であるかということが問題の焦点になっているわけでございます。そこで業者側におきまして、そういう点についての具体的な対策を真剣に検討いたしております。またその問題につきましては、私鉄総連との間にも話し合いが進められているというふうには私は聞いておるわけでございますが、その点を、先日「毎日」の某記者が参りました際に、そのやうな点について若干話し合いをしたのでござい

ますが、そのときの私の談話が一部抜き出されて書かれましたために、私の真意が十分伝えられておりませんし、むしろ一部はゆがめられて伝えられているというのが真相でございます。私どもといたしましては、基本的

に女子ガイドにつきましても、深夜業を認めるといふやうなことは当然考えられませんが、あくまでも、これを排除したいという考え方に立つて、目下その対策を検討いたしておるわけでございます。そこで期日もだんだん狭まってきたという現状でございますので、私どもは業者側、さらには私鉄総連の代表者の方とも十分この問題について話し合いをいたしまして、女子の深夜業排除についての適切な具体的な対策を確立するように目下鋭意その検討を進めているべく早い機会に結論を出したいと考えておる次第でございます。

○五島委員　大体わかりました。そこで、その新聞記事によりますると、一番最後の方で滋谷労働基準局長の談話ということが特に記事となりまして、この問題については組合も大体この日乗協の考え方に賛成であるやうだ、そこでこういふやうに各方面が賛成になってくると、なかなかむずかしい、こういふやうな談話が発表されておる。そこで私は実を申せばこの問題にはかねて注目をいたしておりましたから、従つて組合の方に問ひ合はせたいのです。組合も賛成なのかと言つたら、全然違ふというのです。そこで、それは違ふということが、大毎日の新聞の記事になれば、今非常にバス会社で、特に觀光バスを持っているところの組合、従業員、そしてバス・ガイドの連中は一万数千名がおられるのですけれども、その一万数千名の関心事も、当該組合の関心事も、そうして私鉄総連十二万の組合員が非常に大きな注目をしておる。しかも私鉄総連に入らざるやうなところ、組織されざるバスの組合もありましょし、従業員もおられ

るだらうと思ふのです。そういう人たちが非常に注目されておるけれども、組合が賛成しているというやうな記事になると、指導的役割を果たさなければならぬ組合幹部としては、非常に今後指導がむずかしいのじゃないか。さういふ申しましたやうに、今度の春季闘争にストライキをかけて、深夜作業の排除のために組合自身が努力し、そうして会社側との問題について強力に団体交渉を行なおうとするやさきに、こういふやうに局長談話をもつて発表されるといふやうなことに付いては、組合幹部が非常に今後の行動に困られるのじゃないか、こういふやうに思つたものですから電話で聞いたたら、そうじゃないんだと、こういふやうなことで。そこで局長がさういふ言われましたやうに、新聞記事の取り方が間違ひで、そして自分はそのやうなことを言つたわけじゃないんだというやうなことがはつきりなれば、また組合の幹部も、さういふやうなことで、全員に対して違ひのたというやうに情報を流すこともできるだらうと思ふのです。しかし問題は、たとへば非常に野球が盛んである。大阪の西宮球場にナイターがある。それでナイターに、編成されて京都府から乗ってくる団体がある。そうしてバス・ガイドがそれについてくる。ところが野球が終わるのが九時半だ、そうすると、十時までにあと三十分しかない。どんどん用意をしていつたら十時になった。ところがバス・ガイドは十時までしか乗れないのだから、さあどうしましょるか。あな

たは電車で帰つてくれというやうな微妙なこともあるやうですから、日乗協ともよく相談され、それから私鉄総連

ともよく相談されて、労働基準法の精神をはつきり貫いて、深夜作業の排除について十分諸方面が納得するやうに、短時間ではありますけれども、すみやかにその方針を出してもらふやうに要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。どうぞよろしくお願いいたします。

○滋谷政府委員　私の談話が毎日新聞の記事に出ましたいきさつにつきましては、先ほど申し上げました通り、私の真意が誤り伝えられておるわけでございます。特にその記事で出ておりました、私鉄総連が日乗協の考え方に同調したというやうな記事になっているわけでございますが、これは時期が時期だけに影響するところが非常に大きいわけでございますので、私も自分で事実かどうかを確かめたいと思ひまして、先ほど私鉄総連の安恒書記長と田口自動車対策部長のお二人にお会いしまして、直接その点についてお尋ねをしたわけでございます。さういたしまして、お二人の話では、この深夜業排除のための具体的な措置をどうするかという点について、私鉄総連と日乗協との間に話し合いが進められているのは事実である、しかしその具体的な対策の内容について両者の話し合いがついたというやうな事実は全くないというのを確認いたしたわけでございます。そこでこの具体的な対策の中心がございまして、五島先生の御意見に全く同感でございますので、その線に沿つてなるだけ早期に結論を出すやうに努力して参りたいと思ひております。

○本島委員 今の問題にちょっと関連して。最近特殊産業の中で、女子職員を持つところでは深夜業を認められていないという傾向が非常に強くなつてきて、そういう運動を起こしているといううわさが立っておりまして、そういうことの御相談を受けられたことがございましょうか。

○澁谷政府委員 その御相談は受けたいことはございません。

○本島委員 その点について、どうしても深夜業だと思われる節があるというのです。まあ世間の人が言うことですが、そういう場合に監督局としてどのような監督をされておられるのか。時間的にすれば使われているという事実はかなりあるというのです。ただし大産業の場合にはあまり見受けられませんが、中小企業の小さいところでそういうことがある。女子の将来のために大きな問題だという声が上がってきておるようですが、そういうことをお聞きになったことがあるかどうか。と同時に、そういう場合にどういう監督をされておられるか、その点を伺いたい。

○澁谷政府委員 女子の深夜業についての基準法違反は、実際問題として違反の件数が相当多いわけでございまして。そこでこれは基準法を厳正に守っていく立場からいまして、もとより望ましくないことは当然でございまして、労働省といえましては三十四年度中におきましては、特に女子の深夜業の排除を重点事項の一つに大きく取り上げまして、これは是正指導に当たっておるわけでございます。ただいま先生もおっしゃいましたように、大企業においてはほとんどそういう例は

ございけません。ただ特に機屋等の零細な企業において女子の深夜業が多いわけでございます。それでただいま申し上げましたように、基準法の重点事項の一つとして私どもは全国の監督署を督促してこれは是正指導に当たっておるわけでございます。今後ともこの点につきましましては、重点事項として努力を継続して参りたい、こういうふうに考えております。

○本島委員 その点で問題になるのは、低賃金であるということから、働く方でもからだに無理があると思つても働いているわけです。従つて最賃の制度もできたこととございまして、そういう点で厳格に調査をされ、最低賃金というものを早く決定していただくように、同時に深夜業というものは肉体的に及ぼす影響が非常に大きいということ、この指導をしていただいても、相当の力をかけてやっていただかないと、生きるためにはやむを得ないのだという声、働く人の方に言われても出てくるわけなんです。それから雇っている方にすれば、どうしても期間内に上げていかなければならないからやむを得ないのだ、両方でやむを得ないのだということ、今おっしゃるように非常に多くなつたということがいわれるわけだと思ふのであります。そういう点で一つ十二分に将来の方針を立てて厳重に監督していただきたい。こういうことを希望いたしました私の質問を終わります。

○田中(正)委員長代理 本日は、これにて散会いたします。
午後四時五十八分散会